

京都市訓令甲第 1 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市公印規程の一部を次のように改正する。

平成28年9月1日

京都市長 門 川 大 作

第2条第1項第2号中「，法令等により権限の委任を受けた職員その他市長が必要と認める」を「その他の」に改める。

第5条第3項に次のただし書を加える。

ただし，別に定める公印（以下「指定公印」という。）については，この限りでない。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし，指定公印については，この限りでない。

第7条中第6項を第7項とし，第5項を第6項とし，第4項の次に次の1項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず，指定公印に係る押印の手続については，別に定めるところにより，行うことができる。

第9条第2項ただし書中「告示しないことができる」を「告示することを要しない」に改め，同条に次の1項を加える。

3 前項本文の規定にかかわらず，新調し，改刻し，又は廃止する公印が指定公印であるときは，文書管理システムに登録することを要しない。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

(行財政局総務部法制課)